

# 建設業のみなさま 社会保険でお困りですか？

どうやって加入すればいいの？  
うちの会社は加入しないとイケないの？  
保険料はいくらくらいなんだろう？

## 私たち社会保険労務士にお任せください

社会保険労務士は労務管理のスペシャリスト。  
年金や健康保険などの社会保険手続はもちろん、  
労災保険や安全衛生でも皆様のお力になります。

**03-6225-4864**

※こちらまでお問い合わせください

詳しくは裏面をご覧ください



## 全国社会保険労務士会連合会

〒103-8346 中央区日本橋本石町 3-2-12 社会保険労務士会館

# いろいろなお悩み、まずはご相談ください

～社会保険労務士が社会保険の加入手続を支援します～



社会保険の制度や事務手続がわからない

アルバイトも社会保険に加入させないといけないの？

下請指導の相談にのってほしい

毎月負担する保険料の額を試算したい

これを機に社内規程全般の整備・見直しを行いたい

## 社会保険や労働保険の相談・手続は、**国家資格者**である**社会保険労務士**にお任せください

社会保険に関する相談や業務を依頼したいけど、社会保険労務士に心当たりがないときは社会保険労務士への業務委託をご希望の場合は、47都道府県にある社会保険労務士会へお問合せください。建設業界に精通した社会保険労務士のリスト等の提供を行っております。



お近くの社会保険労務士会へお問合せください



社会保険労務士会が、建設業界に精通した社会保険労務士の情報をご提供いたします



提供された情報を参考に社会保険労務士に業務をご依頼ください

※地域によっては、社会保険労務士を検索することができるホームページのご案内をもって、情報提供に代えさせていただいております。

## information

国土交通省では、平成24年から建設業における社会保険未加入問題への取り組みを開始しました。同年11月からは、建設業の許可・更新時、経営事項審査時、そして事業所への立入検査時に加入状況が確認されます。

**Q. 加入状況が確認される社会保険制度とは？** **A. 国土交通省による今回の取り組みでは、特に健康保険、年金、雇用保険の加入が求められています。**

### 健康保険

病気やケガで病院にかかった際の医療費について、一定の自己負担だけで治療が受けられるようになります。また、高額療養費や傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金等が給付されます。

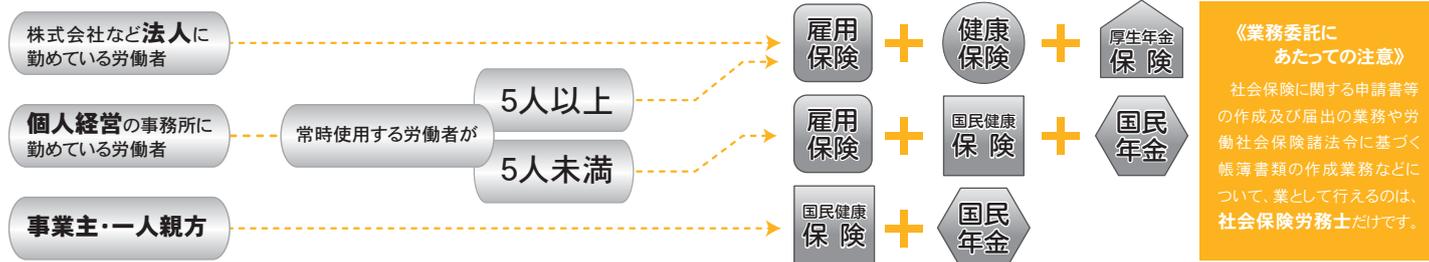
### 年金

一定年齢以上から、加入期間に応じて毎月年金が給付されます（老齢年金）。また、病気やケガにより障害が残ったときは障害年金が、被保険者等が亡くなったときは遺族年金が一定の要件により給付されます。

### 雇用保険

労働者が離職したときなどに、一定の要件で失業等給付（求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付）を受けることができます。また、雇用継続給付として、高齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付もあります。

**Q. 建設労働者が加入すべき社会保険は？** **A. 労働者が加入すべき社会保険は、雇用形態に応じて異なります。**



社会保険に関する業務委託は、47都道府県にある  
お近くの**社会保険労務士会**へお尋ねください

インターネットで検索

